

実効性、効率性及び利便性を高める方策

(特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方、時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方、簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲等)

令和3年5月20日

消費者庁

目次

特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方	3
時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方	7
簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲等	19
その他	26

特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方

現行法の課題

特定適格消費者団体へのヒアリング内容

- 事前・事後に被害回復可能性を検討するに足りるだけの情報取得手段がほとんどない。例えば、特定適格消費者団体には、刑事記録等の閲覧をする法的な根拠がない。今国会で審議予定である消費者裁判手続特例法の改正では、行政からの情報開示を一部可能とする内容が盛り込まれているが、どの範囲の情報が開示されるのか、現段階では経験がない。立証や財産確保につながる具体的な情報が提供される必要がある
- 景表法上の措置命令等を端緒とする事例についての事業者の任意の返金を裁判外で働きかけるといった事例をいくつか取り扱っているが、事業者が違反事実を否認した場合に、我々は消費者庁の措置命令等の根拠になっている情報にアクセスできないため、実際訴訟できるかという見通しが非常に難しいという問題がある
- 現在の保全と並んで、顧客情報の開示請求手続と同様に、簡易確定手続の段階での財産開示請求手続、それを実効性あるものとするための裁判所の調査囑託手続の活用ができないと、消費者に対して十分な情報提供ができず、消費者にとっても簡易確定手続に参加するかどうかの判断を迷わせる

「令和2年度消費者団体訴訟制度等の調査」における特定適格消費者団体へのヒアリング内容(令和3年2～3月実施)

- 特定適格消費者団体と適格消費者団体とがスムーズに情報連携できるよう、法律上定めてもらいたい
- 被害回復裁判手続の追行にあたって団体に必要となる情報を整理のうえ、それが現行法上の情報取得手段でカバーできているのか、できていないとしたらどのような情報取得手段が考えられるのか、を検討する必要があるのではないか

情報取得手段に関する現行法上の規律

(特定適格消費者団体への協力等)

第九十一条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体の求めに応じ、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を適切に遂行するために必要な限度において、当該特定適格消費者団体に対し、消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

現行法上の主な情報(資料)取得手段の整理

	共通義務確認訴訟 の提起前	共通義務確認訴訟	簡易確定手続	強制執行
消費者被害の端 緒情報	<ul style="list-style-type: none"> 【消費者から取得】 ・消費者からの被害相談 【国民生活センター・地方公 共団体から取得】 ・消費生活相談の情報(法 第91条) 	n/a		
消費者の所在等 の情報	「対象消費者への情報提供の在り方」において検討			
事業者の所在等 に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 【弁護士会を通じて事業者・ 第三者から取得】 ・弁護士会照会(弁護士法 第23条の2) 			
事業者の財産情 報				<ul style="list-style-type: none"> 【弁護士会を通じて事業者・第三者から 取得】 ・弁護士会照会(弁護士法第23条の2) 【裁判所を通じて事業者から取得】 ・財産開示手続(民事執行法第197条) 【裁判所を通じて第三者から取得】 ・情報取得手続(民事執行法第205条)
事業者の行為等 に関する資料(情 報)	<ul style="list-style-type: none"> 【裁判所を通じて事業者から 取得】 ・証拠保全(民事訴訟法第 234条) 【裁判所を通じて事業者・第三 者から取得】 ・提訴前の証拠収集処分 (民事訴訟法第132条の4) 	<ul style="list-style-type: none"> 【裁判所を通じて事業者・第三 者から取得】 ・文書提出命令(民事訴訟 法第223条) ・文書送付嘱託(民事訴訟 法第226条) 【裁判所を通じて第三者から 取得】 ・調査嘱託(民事訴訟法第 186条) 	<ul style="list-style-type: none"> 【裁判所を通じて事 業者・第三者から 取得】 ・文書送付嘱託(民 事訴訟法第226条) 	n/a

団体が取得する情報

- ① 被害回復裁判手続を迫るうえで団体が取得する必要がある情報として、どの段階で、どのようなものが考えられるか

情報取得手段について

- ② 必要な情報について、どのような情報取得手段が考えられるか
- ③ 現状の情報取得手段で足りていないところはあるか

時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方

時効の完成猶予・更新に関する規律の概要

民法における基本的な考え方

- 時効は、一定の事由の発生によってその完成が妨げられる(時効障害)
時効障害には、時効の完成猶予と時効の更新が定められている
 - 完成猶予**・・・猶予事由が発生しても時効期間の進行自体は止まらないが、本来の時効期間を過ぎても、所定の時期を経過するまでは時効が完成しない
 - 更新**・・・更新事由の発生によって、進行していた時効期間の経過が無意味なものとなり、新たに零から進行を始める
(『一問一答民法(債権関係)改正』(2018年、商事法務)Q23参照)
- 旧民法における時効の中断・停止の概念及び裁判上の催告に関する判例法理等につき整理したもの
- 一定の事由が生じたことにより、まず時効の完成が猶予(民法第147条第1項)裁判上の請求は当該事由の一つ(同項第1号)
 - 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するもの(※)によって権利が確定した場合は、裁判手続終了時に時効が更新され、時効期間が新たに零から進行を始める(民法第147条第2項) ※ 例えば、支払督促、裁判上の和解
 - 確定判決等によって権利が確定することなく裁判手続が終了した場合は、更新の効果は生じないが、その終了時から6か月を経過するまでは、引き続き時効の完成が猶予される(民法第147条第1項参照)

(参考)時効の完成猶予・更新についての規律

民法

(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新)

第四百七十七条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

一 裁判上の請求

二～四 〔略〕

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

(債権等の消滅時効)

第六百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

2・3 〔略〕

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

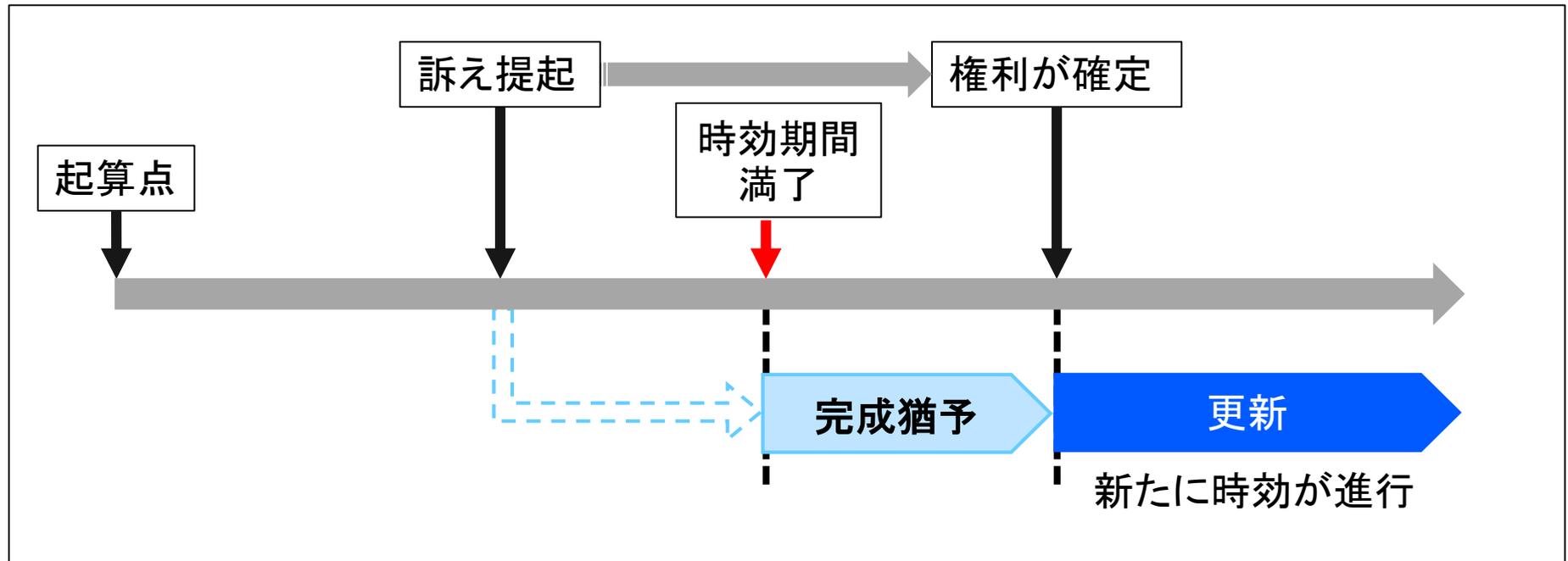
第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。

二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

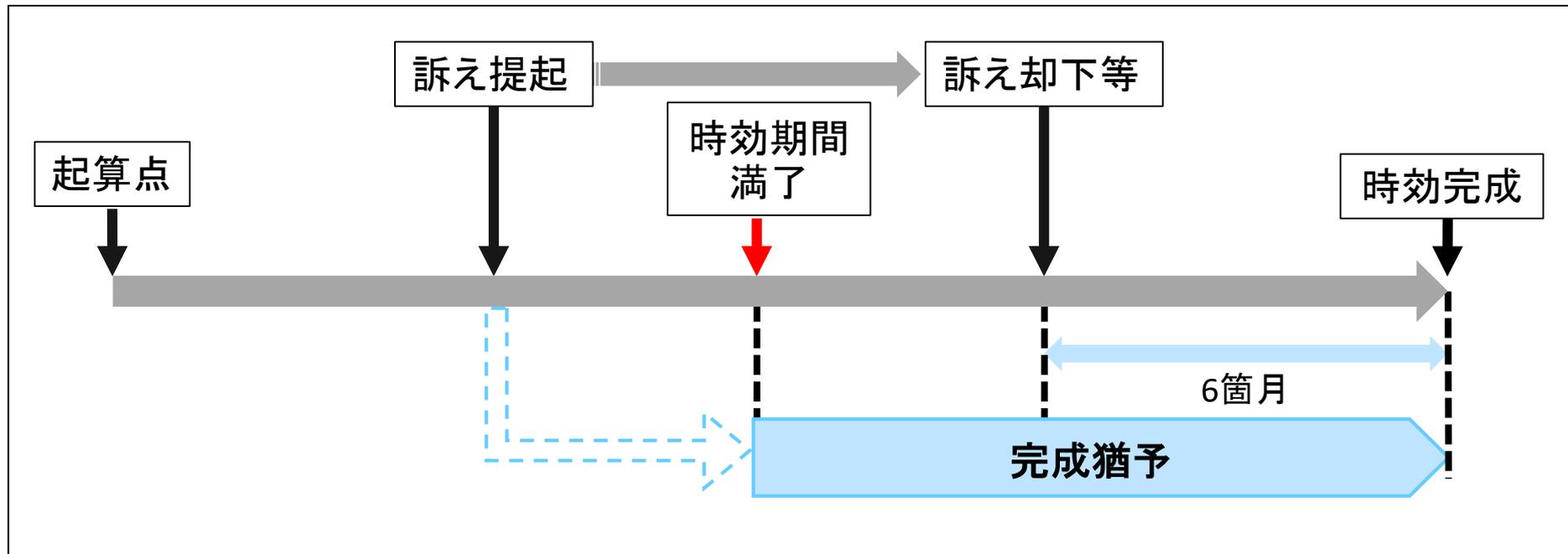
時効の完成猶予・更新の規律についてのイメージ①

民法による時効の完成猶予・更新(権利が確定した場合)



時効の完成猶予・更新の規律についてのイメージ②

民法による時効の完成猶予・更新（権利が確定しなかった場合）



時効の完成猶予・更新に関する特例法上の規律の概要

基本的な考え方

- 団体が共通義務確認訴訟を提起したとしても、それ自体は、消費者にとって時効の完成猶予又は更新の事由とならない
- ① 一段階目の手続が提起された場合、事業者としては、対象債権が後に請求がされることが認識できるとともに、② 簡易確定手続開始決定の申立期間や届出期間が定まっている以上、いつまでも時効の完成猶予等の可能性が残るとはいえず、過重な不利益を生じさせるといこともない
 - ⇒制度の実効性を確保する観点から、消滅時効の特則を設けた
- 特例法上、一段階目の手続で勝訴した後の二段階目の手続において、対象消費者が加入し、団体による債権届出があったときは、一段階目の手続を提起した時にさかのぼって、裁判上の請求があったものとみなす
 - ⇒時効の完成猶予・更新の適用場面
- 消費者が加入しない場合は、完成猶予等の効果は生じない

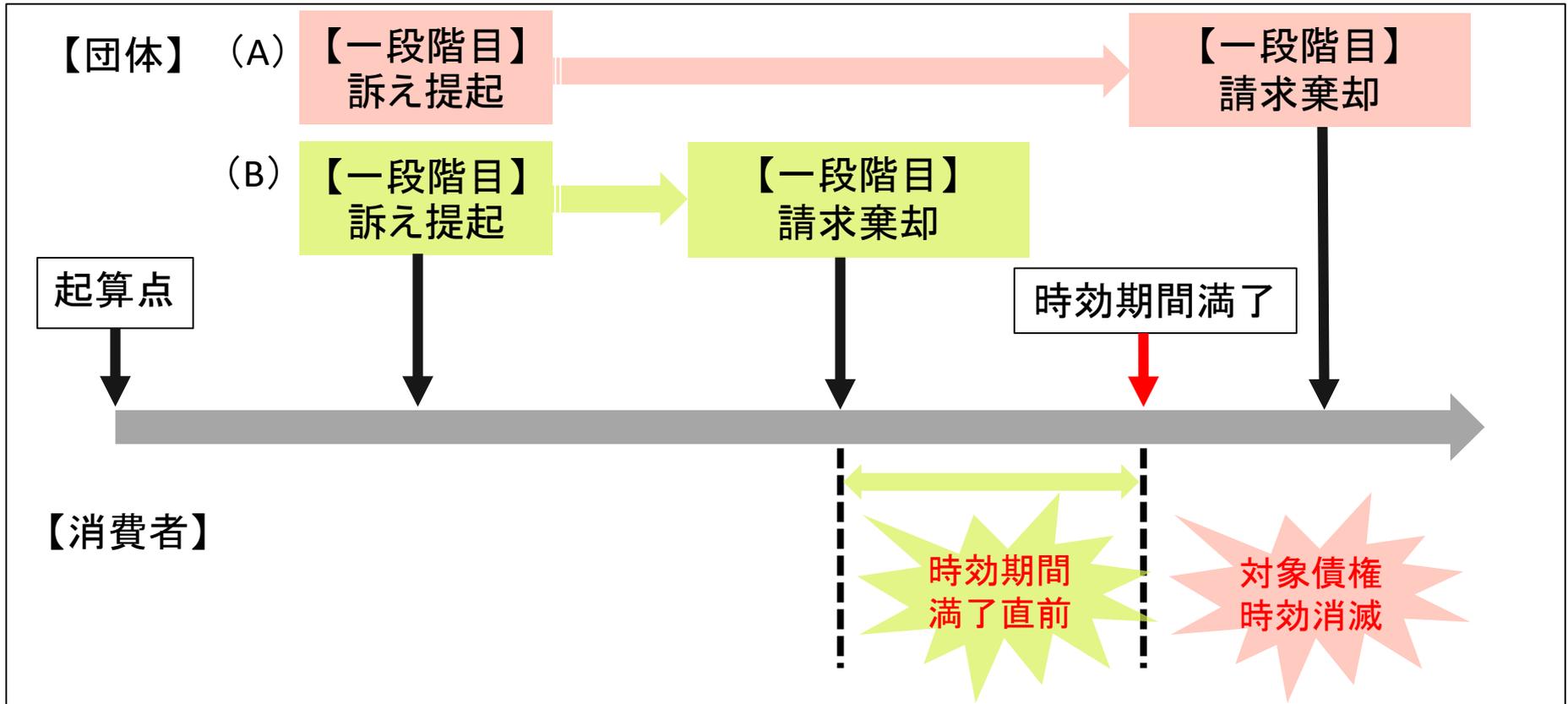
時効の完成猶予及び更新(第38条)

債権届出があったときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があったものとみなす

※立法当初は、「時効の中断に関しては」と規定していたが、民法改正に伴い、「時効の完成猶予及び更新に関しては」に改正

特例法上の規律のイメージ②

一段階目で請求棄却判決時に消費者の対象債権が(A)時効期間満了後、または、(B)時効期間満了直前の場合

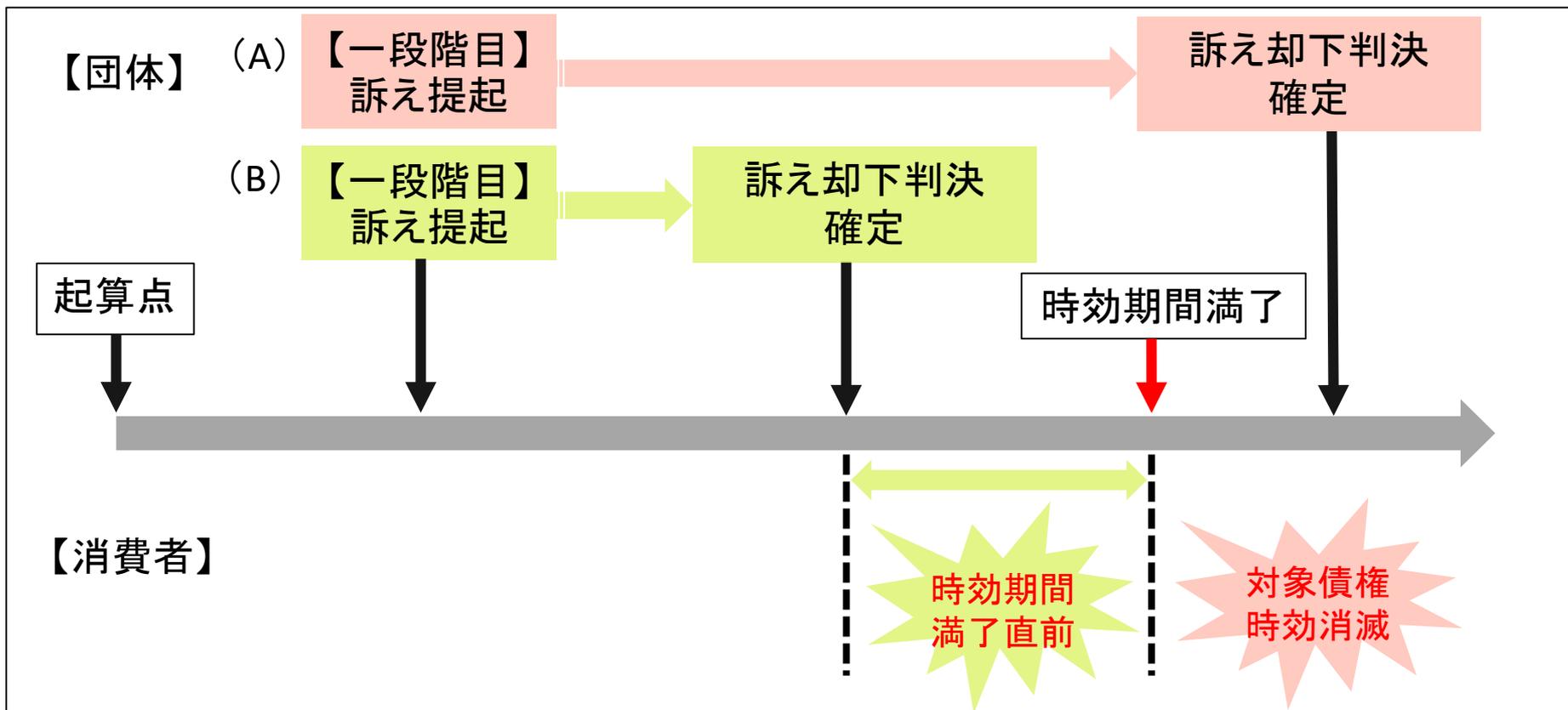


特定適格消費者団体へのヒアリング内容

- 簡易確定手続への参加を予定して共通義務確認訴訟を見守っている対象消費者の場合、支配性など特例法特有の訴訟要件を欠いたため共通義務確認訴訟が却下となった場合においては、個々の消費者がみずから訴訟を提起していれば、請求が認められた可能性もあり、対象消費者の責めに帰さない事由で消滅時効の不利益を蒙ることは問題ではないか
- 却下判決の場合には消滅時効の特則を設けることなどができないか

特例法上の規律のイメージ③

一段階目で訴え却下判決時に、消費者の対象債権が(A)時効期間満了後、または、(B)時効期間満了直前の場合



共通義務確認訴訟において、訴え却下判決(訴えの適法要件を欠き、請求の当否につき判断しない場合の判決)が確定した場合

⇒ 共通義務の存否につき実体的判断がされないにもかかわらず、(A)既に時効期間が満了している場合や(B)時効期間満了直前の場合、消費者が個別訴訟を提起するための準備時間が十分でないまま時効消滅するおそれがある

特例法上の規律の整理

- 特例法は特有の訴訟要件(※)を定めているところ、同訴訟要件を欠くことを理由に、一段階目の手続が訴え却下された場合にも、本来認められるべき消費者の対象債権が時効消滅する可能性

※主な特例法特有の訴訟要件

多数性・・・対象消費者が「相当多数」存在すること

共通性・・・事業者の相当多数の消費者に対する義務が「これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因」に基づくこと

支配性・・・裁判所は、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」は、訴えを却下できる

- 団体による訴えの取下げの場合(訴えによる裁判の求めを撤回する旨の意思表示。訴訟係属が遡及的に消滅。)も同様の状況

一段階目の手続が、

①訴えの却下判決であった場合

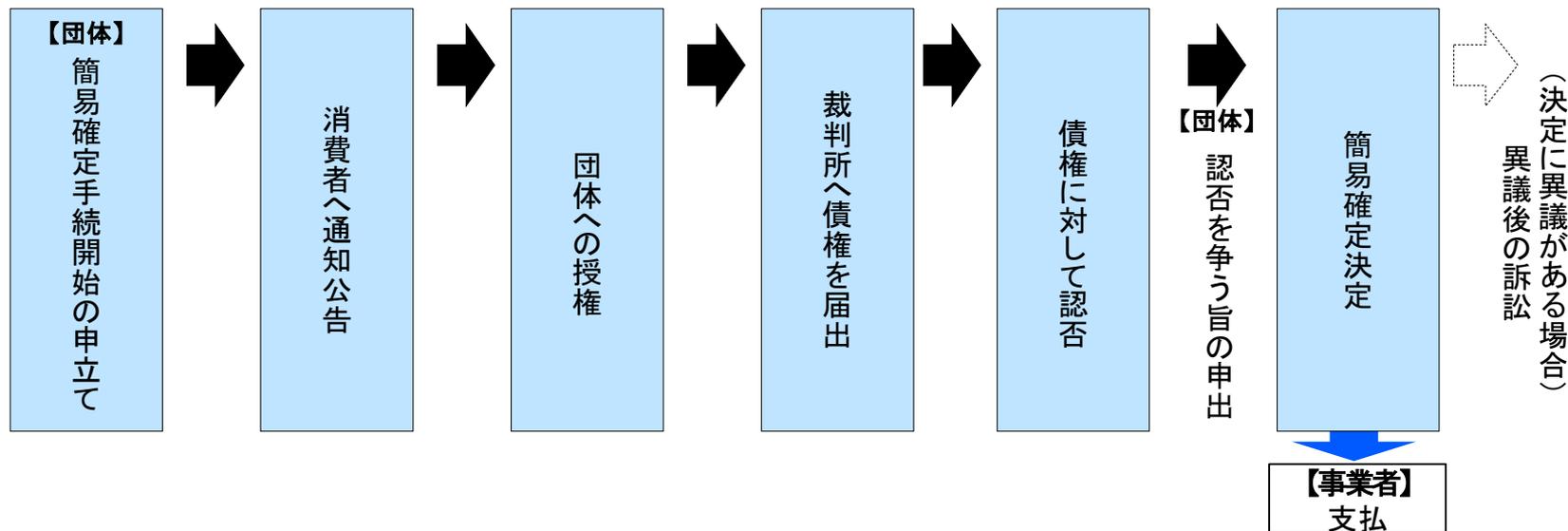
②団体による訴えの取下げ等であった場合

のように、共通義務の存否について実体的判断がされない場合に、消費者の対象債権が時効期間満了後又は時効期間満了の直前であったとき、消費者の権利行使の機会についてどのように考えるか

簡易確定手続開始の申立義務・通知義務 を免除する範囲等

現行法上の簡易確定手続の構造

二段階目の手続: 個別の消費者の債権確定手続(誰に、いくら支払うか)



簡易確定手続の遂行にあたって団体に課せられる義務等

- 簡易確定手続開始の申立義務(法第14条)・申立期間の制限(法第15条)
- 簡易確定手続開始の申立ての取下げの制限(法第18条)
- 対象消費者への通知・公告義務(法第25条、第26条)
- 授權しようとする対象消費者への説明義務(法第32条)
- 対象消費者との授權契約の拒絶・解除事由の制限(法第33条)

等

簡易確定手続の申立義務に関する規定とその課題

現行法上の規定の概要

共通義務確認訴訟の当事者であった団体は、正当な理由がある場合を除き、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日から1か月以内に、簡易確定手続開始の申立てをしなければならない(法第14条、第15条)

➤ 基本的な考え方

- ✓ 簡易確定手続が開始されなければ、対象消費者の被害の回復を図る本制度の制度趣旨が実現されない上、本制度に基づく時効の完成猶予及び更新の遡及効(法第38条)を見越して個別の訴訟の提起をしなかった対象消費者にとっては、請求権を行使する機会を喪失することになり、本制度に対する信用が害される
- ✓ 共通義務確認訴訟に関して費やされた相手方の応訴負担及び手続も無駄になりかねない

(参考)

「正当な理由がある場合」とは、簡易確定手続の開始の申立てをする必要がないような場合をいい、例えば、複数の特定適格消費者団体が簡易確定手続開始申立義務を負う場合において、いずれかの特定適格消費者団体の申立てによって簡易確定手続開始決定がされた場合などが考えられる(「一問一答 消費者裁判手続特例法」(消費者庁消費者制度課編))

特定適格消費者団体へのヒアリング内容

- 支払能力が不明な事業者に対して、共通義務確認訴訟を提起した場合に、仮に支払能力がなかった場合に、簡易手続開始の申立て義務があるのかどうかが見通せないということが大きな問題。仮に、消費者からの参加を募ったところで、債権は存在するが現実に回収は困難であるということになれば、団体や特例法に基づく被害回復制度そのものに対する信頼喪失につながるおそれがあると考え、提訴を断念した事案がある
- 団体にとっても、消費者にとっても、費用倒れのリスクがある事案について、簡易確定手続開始の申立てが原則義務とされている。義務免除の要件となっている「正当な理由」の整理が必要なのではないか

申立義務に関連する諸制度について

申立義務と関連する制度

いったん団体により簡易確定手続開始の申立てがなされ、簡易確定手続が始まった後であっても、事後的に簡易確定手続を取り止め、または団体に課せられる義務を軽減・免除する規定が存在する

- 簡易確定手続開始の申立ての取下げ(法第18条)
 - ✓ 簡易確定手続開始の申立ての取下げには裁判所の許可を要する

- 消費者への通知・公告義務を免除する「正当な理由」がある場合(法第25条、同26条)
 - ✓ 簡易確定手続開始決定がされたときは、原則として、団体の通知・公告義務が生じるが、「正当な理由」がある場合には、例外的に通知・公告義務を免除する

- 消費者との授権契約を拒絶し、あるいは解除し得る「やむを得ない理由」(法第33条)
 - ✓ 対象消費者の権利実現のためには、対象消費者が裁判所の判断を得る機会を保障する必要があるから、団体は、「やむを得ない理由」があるときを除いて、授権を拒み、又は授権契約を解除することができないとされている

(参考) 現行法の規定等①

簡易確定手続の遂行にあたって団体に課せられる義務等に関する規律

(簡易確定手続の当事者等)

第十二条 簡易確定手続は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時・・・に当事者であった特定適格消費者団体・・・が行う。

(簡易確定手続開始の申立義務)

第十四条 第十二条に規定する特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。

(簡易確定手続開始の申立期間)

第十五条 簡易確定手続開始の申立ては、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日・・・から一月の不変期間内にしなければならない。

(簡易確定手続開始の申立ての取下げ)

第十八条 簡易確定手続開始の申立ては、裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(簡易確定手続申立団体による通知)

第二十五条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、・・・知っている対象消費者に対し、・・・通知しなければならない。

(簡易確定手続申立団体による公告等)

第二十六条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、・・・公告しなければならない。

(説明義務)

第三十二条 簡易確定手続申立団体は、前条第一項の授権に先立ち、当該授権をしようとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、被害回復裁判手続の概要及び事案の内容その他内閣府令で定める事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

(簡易確定手続授権契約の締結及び解除)

第三十三条 簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約・・・の締結を拒絶してはならない。

2 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約を解除してはならない。

(参考) 現行法の規定等②

簡易確定手続の遂行にあたって団体に課せられる義務等に関する規律

Cf. 特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン(令和3年5月15日改訂)

4. 被害回復関係業務等

(1) 簡易確定手続申立団体による通知(法第25条関係)(注:法第26条関係も同旨)

ア 正当な理由がある場合

法第25条第1項に規定する「正当な理由がある場合」とは、通知により対象消費者の加入を促す意義が大きく失われた場合をいう。例えば、対象消費者全体の被害回復が図られた場合や、相手方について破産手続が開始されたことにより簡易確定手続によって対象消費者の被害回復を図ることが困難となった場合などが該当する。

(5) 授権契約の拒絶及び解除(法第33条並びに第53条第4項及び第5項関係)

ア 法第33条第1項及び第2項の「やむを得ない理由」の具体的内容

法第33条第1項及び第2項は、対象消費者に裁判所の判断を得る機会を保障する観点から、「やむを得ない理由」があるときに限って簡易確定手続授権契約の締結を拒絶でき、又は解除できる旨を定めていることからすると、「やむを得ない理由」とは、裁判所の判断を得られずともやむを得ないと考えられる場合に限定される。具体的には、以下のような場合が該当する。

- ① 授権をする者が、授権をするのに必要な書類や簡易確定手続授権契約書を提出しない場合
- ② 授権をする者が、簡易確定手続申立団体が定めた本ガイドラインに適合する報酬及び費用の負担を拒否する場合
- ③ 簡易確定手続申立団体が定めた授権期間が合理的である場合において、その授権期間を経過したとき
- ④ 簡易確定手続申立団体の申立てにより仮差押えの執行がされている場合に、当該簡易確定手続申立団体が、当該仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをするとき、又は当該財産について強制執行若しくは担保権の実行の手続がされている場合において配当要求をするとき、当該簡易確定手続申立団体が取得した債務名義及び取得することとなる債務名義に係る届出債権を平等に取り扱わなければならないことについて、授権をする者が了解しない場合
- ⑤ 授権をする者が反社会的勢力であり、その活動の一環として授権をしているなど、不当な利益を得るために授権をしようとしていることが明らかな場合
- ⑥ 授権をした対象消費者が合理的な理由なく必要な証拠書類を提出しない、授権をした対象消費者との連絡がとれないなど、簡易確定手続申立団体の適切な手続遂行に著しく支障が生じた場合

- ① 簡易確定手続開始の申立てについて、例外的に義務を免除すべき「正当な理由」としてどのようなものが考えられるか
- ② 申立義務の例外と簡易確定手続開始の申立ての取下げとの関係をどのように考えるか
- ③ ①、②に関連して、例外的に通知公告義務を免除すべき場合や、授權契約の拒絶・解除事由として許容すべき場合についても検討すべき点はあるか
- ④ 申立義務の例外の判断や、共通義務確認訴訟の判決確定後の事業者による自主返金を想定した時に、申立期間の在り方をどのように考えるか

その他

債権届出書に記載された消費者の情報の取扱い

現行法上の規定の概要

- 法第50条により民事訴訟法の規定が準用される結果、何人も債権届出に記載された消費者の情報を閲覧できるのが原則であり、閲覧を制限するためには、団体は別途閲覧制限の申立てをする必要がある
→ 閲覧制限のための要件である、「当事者の私生活についての重大な秘密」をみたす必要がある

消費者へのアンケート調査結果

- 「今後、消費者団体訴訟制度や特定適格消費者団体に期待したいこと、改善してもらいたいこと」について、「個別事案によらず、制度として、裁判所で利害関係者以外に個人情報を読覧されないようにしてほしい」旨の回答が35.4%であった(第2回検討会資料4-1消費者機構日本提出資料)
- 一般消費者に被害回復訴訟に参加する意向があるか、参加に影響を与えると思われる要素・程度を明らかにするため、参加意向に影響を与えるだろう要素の組み合わせを複数回提示し、参加の可否を問う簡易なコンジョイント分析を実施したところ、参加者名が裁判所での閲覧がなされない場合、消費者の参加率が22ポイント向上した(第2回検討会資料4-2事務局提出資料)

特定適格消費者団体へのヒアリング内容

- 簡易確定手続の閲覧制限規定を設ける(私生活上の重大な秘密とは言い難い場合があるし、対象消費者は手続の当事者でないということがある)ことが課題との指摘がなされている

(参考) 現行法の規定等

債権届出書に記載された消費者の情報の取扱いに関する規律

消費者裁判手続特例法

(民事訴訟法の準用)

第五十条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、…第一編…第五章(第八十七条、第二節、第一百六条及び第一百八条を除く。)…の規定を準用する。

民事訴訟法

(訴訟記録の閲覧等)

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。

2 (略)

3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第一百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。)が記載され、又は記録されていること。

確定した対象債権にかかる金銭の支払方法

現行法上の規律

- 二段階目の手続で確定した対象債権にかかる金銭の支払方法(団体が回収金を届出消費者に交付する、事業者が届出消費者に直接支払う等)について、直接的な明文規定はない

「令和2年度消費者団体訴訟制度等の調査」における特定適格消費者団体へのヒアリング内容(令和3年2～3月実施)

- 団体から消費者に銀行振込をすると、少額事案でも振込手数料がかかってしまう
- 規模の大きい事案など現状の限られた事務局の人員だけでは返金作業が困難な場合があり得る

債権届出書に記載された消費者の情報の取扱い

① 簡易確定手続の事件記録の閲覧制度の在り方についてどのように考えるか

簡易確定手続において特に考慮すべき要素、対象消費者の位置づけ、裁判の公開原則との関係をどのように考えるか

確定した対象債権にかかる金銭の支払方法

② 確定した対象債権にかかる金銭の支払方法の在り方についてどのように考えるか

その他の事項

③ 実効性、効率性及び利便性を高める方策として、その他に検討すべき事項はあるか